

第 3 章 対象事業に係る計画について環境 の保全の見地から配慮した内容

第3章 対象事業に係る計画について環境の保全の見地から配慮した内容

事業計画の策定にあたり、環境の保全の見地から事前に配慮した事項の内容を以下に示す。

3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 3-1-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

環境配慮事項			配慮内容
自然環境の保全	植物・動物・生態系・緑地	動植物の生息・生育環境の保全	・仮線位置は可能な限り現在軌道に近づけるよう配慮する。

3-2 建設作業時を想定した配慮

表 3-2-1 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項			配慮内容
自然環境の保全	土壌	表土の保全と活用	・緑地を改変する場合は、法面等を植栽により保護するなど、表土の流出防止に留意した工事を行う。
	植物・動物・生態系・緑地	動植物の生息域への影響の防止	・緑地を改変する面積は最小限とし、改変によって失われた植生は可能な限り工事完了後に復旧する。
生活環境の保全	環境汚染	建設作業に伴う公害の防止	・使用する建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型及び低振動型を使用する。
		工事関係車両の走行による公害の防止	・工事関係車両の走行台数を可能な限り分散する工事計画を策定するよう努める。 ・建設資材の搬出、搬入車両については、搬入出量に応じた適正な車種・規格を選定し、工事関係車両の抑制に努める。 ・工事関係の従業員の通勤には、公共交通機関の利用や、通勤自動車の相乗りを推進し、通勤のための自動車走行台数を抑制する。 ・工事関係車両は「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県、平成 22 年)に定められた非適合車を使用しない。
		仮線走行時の公害の防止	・設置する仮線の走行時は事業者の実施可能な範囲で、騒音・振動の低減を図る。
		水環境への汚染防止	・工事中、工事排水は公共用水域に排出せず、公共下水道に放流する。
快適環境の保全と創造	歴史環境	歴史的・文化的遺産の保全	・土地の改変による文化財への影響をできる限り回避または低減する。
環境負荷の低減	廃棄物等	建設廃棄物の発生抑制及び循環利用の推進等	・コンクリート塊、アスファルト塊は、再資源化施設へ搬出して有効利用する。 ・建設発生土は、盛土への再利用等に努める。 ・工事従業者が出す一般廃棄物については分別収集を適切に実施し、再資源化に努める。 ・既存駅舎解体時にアスベストの使用が確認された場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第 2 版)」(環境省、平成 23 年)及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、平成 23 年)に基づき、適正に処理を行う。

3-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 3-3-1 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項			配慮内容
生活環境の保全	環境汚染	列車走行時の公害の防止	・線路保守における一般的・日常的対策を講じることで、騒音・振動の低減を図る。
	日照阻害	日照阻害の防止	・高架線の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。 ・日照時間に支障が出る場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和 51 年 2 月 23 日建設事務次官通知)に定められた居住環境の改善策を検討する。
	電波障害	電波障害の防止	・高架線の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。 ・テレビ受信状況に支障が出る場合には、改善のための対策を検討する。
	地域分断	地域分断の解消	・踏切の除却後の交差道路を整備することによって、地域交通を円滑にして、地域を活性化する。
	安全性	安全性の向上	・踏切を除却し、往来時の安全性を向上させる。
快適環境の保全と創造	景観	良好な都市景観の形成	・高架線の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。
環境負荷の低減	自動車交通	大気汚染物質及び温室効果ガス等の排出抑制	・踏切を除却し、鉄道と道路の立体交差を実現することにより、自動車旅行速度を向上させ、大気汚染物質・温室効果ガス等排出量を削減する。